

オンライン(Zoom)を活用した委員会開催イメージ

[事前準備]

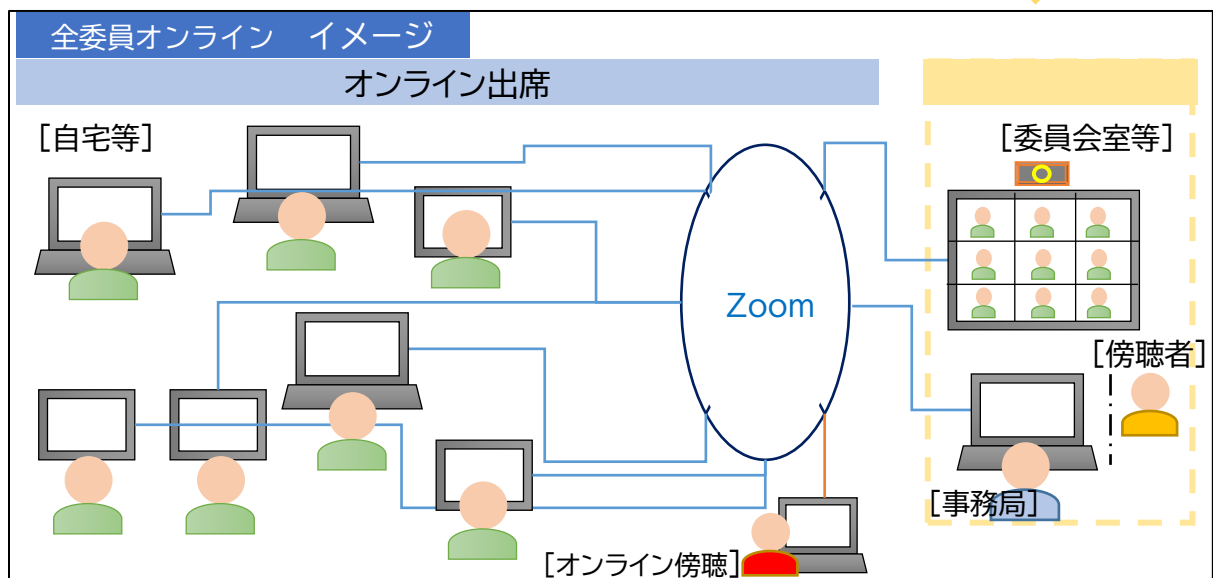
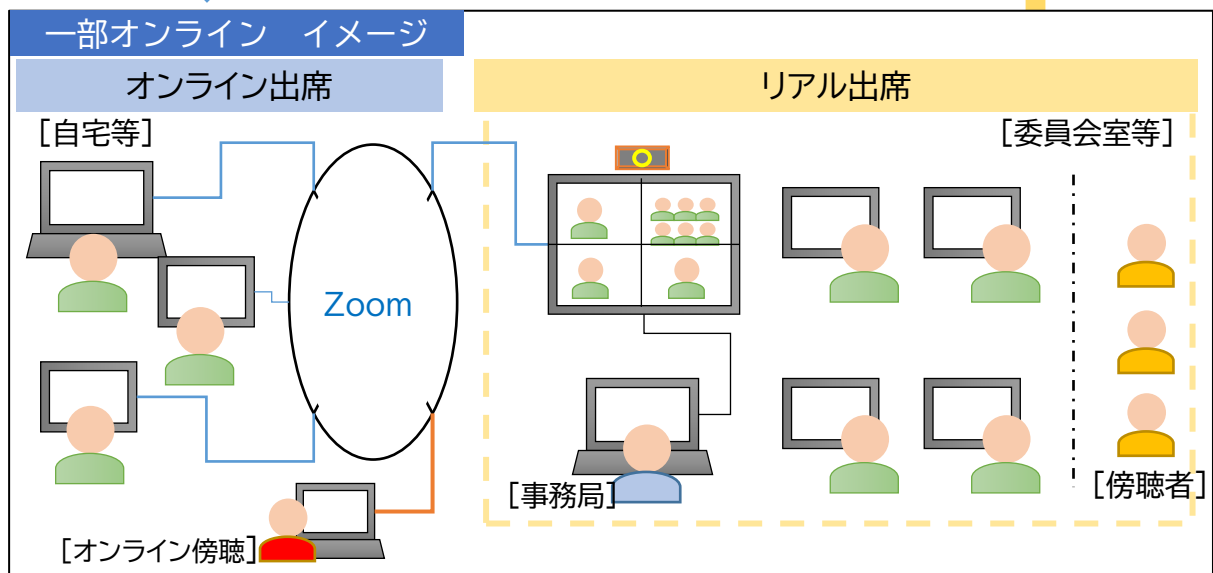
①開催通知:全委員へ(会議議案・資料 含む)

オンラインを活用した委員会の開催検討(委員長の主体的判断)

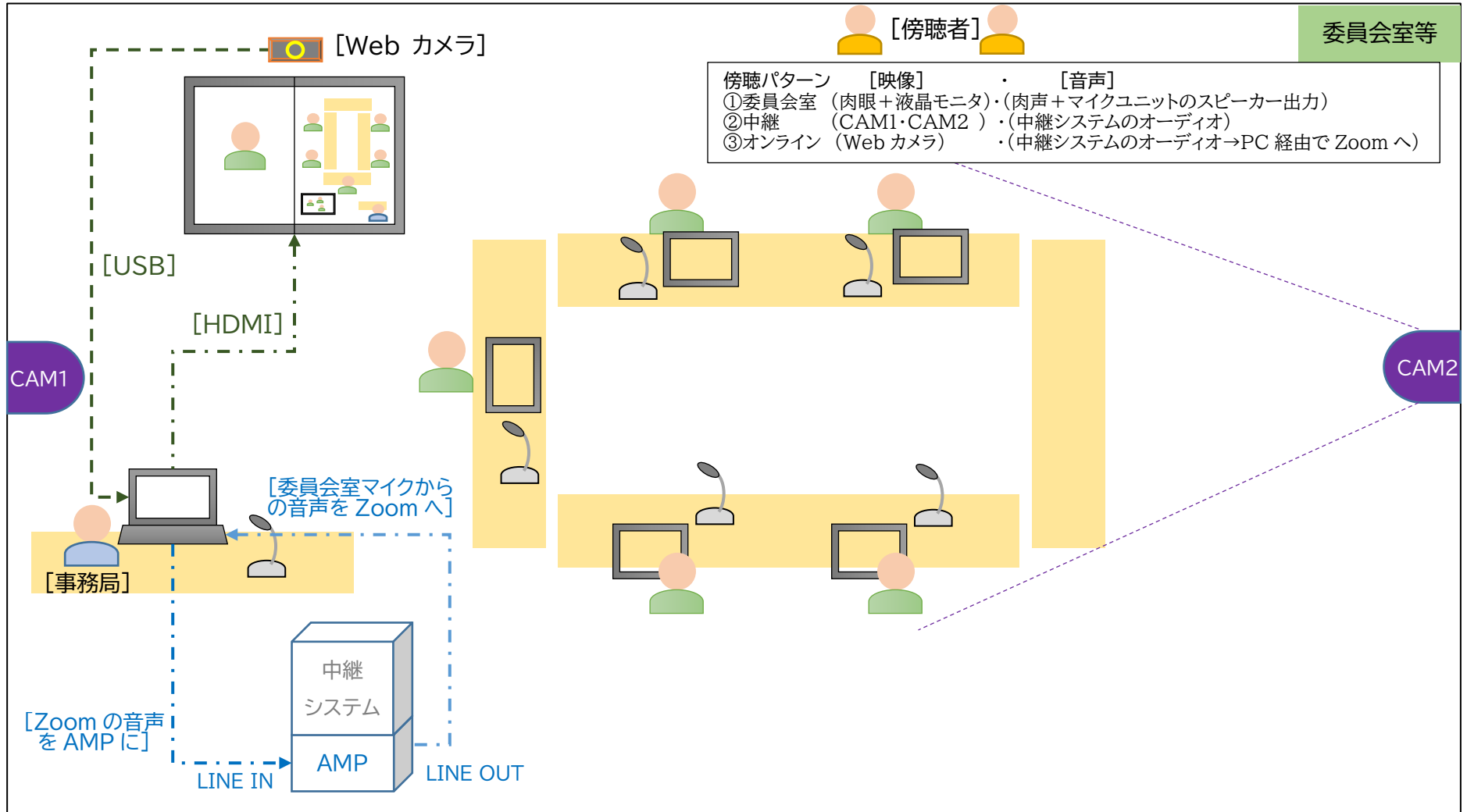
②オンライン参加申請(一部または全部の委員から)

オンラインを活用した委員会の開催検討(申請による)

[オンライン委員会 開催]
Zoom ミーティング ID 等を送付(メール)



オンライン(Zoom)を活用した委員会 機器構成イメージ(案)



オンライン会議に関する 委員会条例改正

■ 芽室町議会委員会条例改正

芽室町議会委員会条例改正	
(招集)	第13条 委員会は、委員長が招集する。 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。
(開催の特例)	第13条の2 委員長は、次に掲げる場合において、委員会の開催場所への参集が困難と判断されるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開催することができる。 (1) 重大な感染症のまん延防止等 (2) 災害の発生等 (3) その他委員長が必要と認めるとき 2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 オンラインを活用した委員会の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。
(定足数)	第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条の規定による除斥のため半数に達しないときはこの限りでない。 2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第27条第1項の出席委員とする。
(表決)	第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。
(会議の公開)	第17条 委員会の会議はこれを公開する。 2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、芽室町議会傍聴条例(平成24年条例第34号)の規定(第6条の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条例中「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会室等」と読み替えるものとする。
(秘密会)	第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。 <u>ただし、オンラインを活用した委員会においては秘密会とすることはできない。</u> 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。
(記録)	第27条 委員長は、議会事務局職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。 2 (略)